

税金の各種控除に 関するお知らせ

○ 65歳以上の方へのお知らせ

（）障害者控除対象者認定書 の発行について

身体障害者手帳などの交付を受けている方や、交付されないと認定された方は、確定申告などをする際に、障害者控除が受けられます。町では、対象者と認定される方やその扶養者に、「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。

【対象】

対象者またはその扶養者が申告の必要がない場合、申請する必要はありません。

【申請する必要がない方】

町内に住所を有する65歳以上の方で、要介護認定により要介護1以上と認定されてい、なおかつ認定資料（主治医意見書または認定調査票）で「寝たきり」・「準寝たきり」あるいは「重度の認知症」・「軽・中度の認知症」の状態を確認できる方。
※要介護認定を受けていても、障害者控除の対象とな

らない場合があります。

※身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳などを申告時に提出すると控除を受けることができますが、手帳と認定書で

の区分（障害者・特別障害者）が異なる場合は、下記まで問い合わせてください。

【申請窓口】

・保健福祉課介護保険係

（シルバープラザ内）

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所住民サービス課

・落部支所

○ おむつ代の医療費控除のための確認書発行について

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、一定の条件に該当する方は、町が交付する「おむつ使用的確認書」に代えることができます。

【おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の場合】

おむつを使用していた年に作成された主治医意見書について、現に受けている要介護認定の有効期間が13か月以上であり、おむつを使用した年に作成されていない場合は、その要介護認定の主治医意見書が必要です。この意見書において、「寝たきり」であります、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あら、または今後発生する可能性が高い状態」であることが示されていること。

【申請窓口】

おむつを使用した年に作成された主治医意見書について、現に受けている要介護認定の有効期間が13か月以上であり、おむつを使用した年に作成されていない場合は、その要介護認定の主治医意見書が必要です。この意見書において、「寝たきり」であります、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あら、または今後発生する可能性が高い状態」であることが示されていること。

【おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合】

であり、かつ「失禁への対応」としてカテーテルを使用したこと、または尿失禁が現在あるか、または今後発生する可能性が高い状態」であること。

「現在あるか、または今後発生する可能性が高い状態」で

公売のお知らせ

下記のとおり、町有地の売り払い競争入札を行います。最低公売価格以上で、最高の金額で入札した入札者を落札者として売却します。

◇公売物件

物件番号	所在・地番	地目	面積	最低公売価格	制限など
1	二海郡八雲町東雲町17番30 二海郡八雲町東雲町17番85	山林 宅地	4,903.00m ² 205.38m ²	30,260,000	有り

【入札参加の条件】

- ① 北海道内に住所を有し、事前説明会へ参加した法人。
- ② 法人道民税に未納がないこと。
- ③ その他詳細は、事前説明会で説明します。

【事前説明会】

入札に先立ち、入札条件などの説明会を開きますので、入札に参加を希望される方は必ず参加してください。

【事前説明会日時・場所】 3月19日(木)午後1時30分～・役場2階 第1・第2会議室

【一般競争入札日時・場所】 3月25日(水)午後1時30分～・役場2階 第3会議室

【問い合わせ先】 農林課林業係 (☎0137-62-2203)